

漁具被害復旧支援事業の実施指導要領 (漁具被害復旧支援事業)

平成26年3月20日策定

最終改正 平成29年3月29日

1. 事業の目的

平成25年4月に署名が行われた公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の漁業秩序の構築に関する取決めについては、互いに相手国の漁船に自国法令を適用しない水域が設定され、台湾漁船による大半の漁場の占有により我が国漁船の操業が脅かされている状況にあり、我が国漁業者の安全操業に対する不安が高まっているところである。このため、当該助成事業は、台湾漁船等の操業により影響を受けている水域での我が国漁業者の安全な操業を支援することを目的とする。

2. 事業内容

- (1) 被害漁具等が台湾漁船等の緊急避泊・不法操業によるものであることについて、事業実施者が指名する地方公共団体等の第三者による確認を、沖縄漁業基金事業交付規則（以下「交付規則」という。）の別記様式第3-1号により受けた場合に、当該被害漁具等を原状復帰するために必要な被害漁具等の回収・処分及び共同利用漁具・施設の導入、代替漁具の整備等に要する経費に対し、助成を行う。
- (2) 台湾漁船等の緊急避泊・不法操業によって漁具や施設の被害が発生した場合に備え、速やかに当該漁業の操業に復帰するために必要な代替漁具の整備等に要する経費に対する助成を行う。

3. 助成額

助成額は以下のとおりとする。なお、(3)については、(1)に準ずるものとする。

- (1) 沖縄周辺海域における台湾の漁船による被害：定額
 - ①まぐろはえ縄漁具の助成額：7,000,000円/件（上限額）
 - ②浮き魚礁の助成額：7,500,000円/件（上限額）
 - ③①、②以外の漁具等に被害を受けた場合、水産庁長官と協議することとする。
- (2) その他の外国漁船による被害：1/2以内
- (3) 代替漁具の整備等の助成額：定額

4. 助成の実施の際の留意事項

- (1) 作業実施に伴う経費は次のとおりとし、別途設定する。
 - ①被害漁具・施設の回収・処分

- ・回収・処分費
 - ②共同利用漁具・施設の導入、
 - ・共同利用漁具・施設の購入費
 - ・資機材購入費（取付け費を含む）
 - ③代替漁具の整備
 - ・共同利用漁具・施設の購入費
 - ・資機材購入費
- (2) 用地買収費、借地料、補償費及び種苗購入費は対象としない。
- (3) 新設又は新品によるもののほか、既存施設及び資材の有効利用等の見地から必要があると認められる場合には、既存施設及び資材の利用に係る導入経費を対象とすることができるものとする。

5. 事業実施計画策定の際の留意事項

- (1) 事業実施者は、毎事業年度、交付規則別様式第3-2号により事業実施計画承認申請書を作成し、財団に申請する。
- (2) 事業実施計画には、交付規則第28条第1項に規定する、被害漁具等が台湾漁船等の緊急避泊・不法操業によるものであることについて確認する第三者として事業実施者が指名する地方公共団体等の第三者（以下「確認者」という。）についての情報を含むものとする。
- (3) 代替漁具の整備について、漁具被害を受けた漁業者が速やかに操業に復帰し、経常的な影響を最小限にとどめることを目的としており、操業している漁業者が所属する事業実施者は、事業実施計画承認申請書を作成し、申請するものとする。
- なお、事業実施者は過去の漁具被害に関する情報を提供するものとする。

6. 事業実施の際の留意事項

- (1) 事業実施の流れ
- ① 被害漁具の回収・処分及び共同利用漁具・施設の導入
- ア 事業実施者は、確認者に対し、交付規則別記様式第3-1号により損害漁業者確認申請書を提出する。確認者は、事業実施者に対し、確認に必要な書類の添付を求められることができる。確認者は、申請書及び添付書類等を審査の上、被害が台湾漁船等の緊急避泊・不法操業によるものであることについて確認した場合は、交付規則別記様式第3-1号により、確認書を交付する。
- イ 事業実施者は、アの確認書を財団に提出し、助成金の交付決定の通知を財団から受けた後に当該被害に係る被害漁具等の回収・処分及び共同利用漁具・施設の導入を実施する。

ただし、被害の状況により早急な措置を必要とする場合、または助成金の交付決定通知前に措置が必要と判断した場合は、その理由書及び作業計画等を財団へ提出し、財団の了解を得たものに限り、その経費について助成の対象とすることができる。

② 代替漁具の整備

事業実施者は、助成金の交付決定の通知を財団から受けた後に代替漁具の整備を実施する。

(2) 経費の管理

事業に伴う経費の管理を適正に行うため、事業実施者は、被害漁具等の回収・処分の実施にあつては様式1号の管理簿を、共同利用漁具・施設の導入及び代替漁具の整備の実施にあつては様式2号の管理簿を作成し、領収書等の信憑書類とともに保管する。なお、領収書等が保管されていない場合、助成対象経費として認められない。

(3) 被害漁具等の回収・処分作業の実施

① 事業実施者と作業実施船の所有者は、様式4号を参考に、出動中に万が一海難事故が発生した場合の責任の所在を明確にする取り決めを結んでおく。

② 作業実施に係る以下の記録写真（日付け入り）を撮影しておく。

ア. 漁船登録番号の前で作業員全員の集合写真（出・帰港毎に最低3枚程度）

イ. 作業状況写真

ウ. 廃棄漁具等の回収写真（回収から処分業者へ受け渡し完了の間適時）

7. 助成金の交付申請書の際の留意事項

(1) 事業実施者は、交付規則別記様式第3-3号により、財団に交付申請を行う。

(2) 事業実施者は、交付申請に合わせ、様式5号を参考に、被害の原因者等から損害賠償等を受けた場合の扱いについての同意書を提出する。

(3) 事業実施者は、事業の円滑な実施に必要な場合は、交付規則別記様式第3-4号により、財団に概算払請求を行うことができる。

8. 事業実績の報告の際の留意事項

事業実施者は、事業終了後遅滞なく、交付規則別記様式第3-5号により、事業実績報告書を財団に提出する。この際、様式3号により、共同利用漁具・施設の助成金算定書を添付する。また、交付要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第22の3により、財産管理台帳別記様式第12号を財団に提出する。

9. 年度事業規模について

各事業実施者への予算の配分額は、財団の沖縄漁業基金事業の予算の範囲内をもって決定する。

10. 作業取りまとめ様式

被害漁具・被害施設の回収処分管理簿	様式1号
共同利用漁具・施設及び代替漁具の購入・資機材購入管理簿 (請求書及び領収書関係)	様式2号
共同利用漁具・施設の助成金算定書	様式3号
誓約書	様式4号
同意書	様式5号
財産管理台帳	別記様式第12号

経 費 助 成 基 準

回収・処分及び施設の導入にかかる経費（助成上限額）

1. 賃金

- ① 洋上での作業について、1日当たりの賃金25,200円/人（日当20,200円、保険3,800円、食費1,200円）に実作業従事者数を乗ずる。
- ② 陸上での作業について、1日当たりの賃金11,800円/人（日当8,000円、保険3,800円）に実作業従事者を乗ずる。

2. 用船料

新トン	用船料
15トン未満	42,000円/日・1隻
15トン以上30トン以下	54,000円/日・1隻
31トン以上40トン以下	93,000円/日・1隻
41トン以上55トン以下	111,000円/日・1隻
56トン以上75トン以下	154,000円/日・1隻
76トン以上	173,000円/日・1隻

注 旧トンの場合は新トンに換算する。その際ベースとなる旧トンは許可名簿の有効トン数となる。

3. 油代：実費助成

参加漁船は、作業出動前に、燃油を満タン状態に給油しておき、作業完了時に消費分を補給する。

4. 資材・消耗品費：実費助成

5. 事業実施者が専門業者と請負契約を締結し、専門業者が実施する作業：実費助成

注 専門業者との請負契約を締結し、専門業者が作業を実施する必要性が分かる資料を添付すること。

(様式1号)

被害漁具・被害施設の回収処分管理簿

事業実施者名

船名	回収漁具・施設		回収漁具・施設の陸揚		処分方法	処分費用			廃業者名	備考
	種類	量・kg	揚日	港名		運賃	処分費	計		

注1 被害漁具・施設処分の回収作業、記録写真（日付記入）を添付すること。

注2 処分費用の領収書を添付すること。

(様式2号)

共同利用漁具・施設及び代替漁具の購入・資機材購入管理簿（請求書及び領収書関係）

漁業種類

事業実施者名

納品（購入先）業者名	納品書・ 請求書No.	年 月 日			請求金額 (円)	領収書No.	年 月 日			支払金額 (円)	残 金 (円)	備 考

誓約書

本船は、公益財団法人 沖縄県漁業振興基金が事業主体で、〇〇〇漁業協同組合が事業実施者となり実施する、沖縄漁業基金事業（漁具被害復旧支援事業）に参加し、漁具等の回収・処分作業を誠実に行うことを誓約いたします。

なお、当該事業について発生したすべての海難事故に対する損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために必要を生じた費用は、一切を本船が負担します。

平成 年 月 日

〇 〇 〇漁業協同組合
代表理事組合長 〇 〇 〇 〇 殿

代表者住所
氏 名 印

<事業実施船明細>

船 名 第〇〇〇丸
漁 船 登 録 番 号 〇〇〇-〇〇〇〇〇
船 舶 所 有 者
住 所 〇〇県〇〇市 〇〇〇〇番地〇
氏 名 〇 〇 〇 〇
総 ト ン 数 〇〇. 〇〇トン
機 関 種 類 ・ 馬 力 〇〇〇馬力
所 属 漁 業 協 同 組 合 〇〇〇漁業協同組合
連 絡 先 電 話 ・ 陸 上 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
・ 船 舶 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(様式5号)

同意書

公益財団法人 沖縄県漁業振興基金
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

平成○年○月○日発生した（漁具・漁業施設）被害について、原因者が判明したときは公益財団法人沖縄県漁業振興基金（以下「財団」という。）へ、その旨を通知します。

また、原因者又は補償機関等から示談及び和解金の損害賠償等の支払いがあったときには、財団の行う、沖縄漁業基金事業（漁具被害復旧支援事業）で助成された額を上限とし、取立てに要した経費等を控除したのちの額を、既に助成を受けた助成率をもって按分した額を財団に速やかに返納することを同意いたします。

平成 年 月 日

所 属 団 体 名
住 所
氏 名

印

別記様式第12号（第22第3項関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

農林水産省所管

事業実施年度 平成 年度 水産関係民間団体事業補助金
(沖縄漁業基金事業)

取得財産の内容			負担区分			処分制限時間		処分の状況		摘要
財産名	取得年月日	取得金額	国庫助成金	事業実施主体	その他	耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
合 計										

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は助成金返還額を記入すること。
 4 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。